

### (13) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、子育て王国とっとり条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

子育て王国とっとり条例の一部を改正する条例

子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
	(子育て王国とっとり会議) 第12条 略			(子育て王国とっとり会議) 第12条 略	

2 子育て王国とつとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第4項に掲げる事務を処理するものとする。

3 略

2 子育て王国とつとり会議は、前項に掲げる事務のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に掲げる事務を処理するものとする。

3 略

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。